

大網白里市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、大網白里市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(召集)

第3条 市長は、会議の開催日時、場所、会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。

(議長)

第4条 会議は、市長がその議長となる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって市長及び教育委員会が合意したときは、非公開の会議を開くことができる。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について協議又は調整を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員になったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴の手続)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴申込書に記入しなければならない。

(傍聴できない者)

第8条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が傍聴を不適當と認める者
(傍聴人の行為の制限)

第9条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 写真や動画を撮影し、又は録音等を行うこと。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと
(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録)

第11条 市長は、会議の会議終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第12条 会議の事務局を教育委員会管理課に置く。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。